

第9回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日時：平成28年8月25日（木）午後6時30分～
- 2 場所：小田原市役所 301会議室
- 3 出席者：前田委員長、神馬副委員長、佐伯委員、益田委員、瀬戸委員、堀池委員、山田委員、芳川委員、竹内委員、遠藤委員
事務局：諸星部長、府川課長、村田担当副課長、小澤主査、川瀬主任
- 4 欠席者：なし
- 5 資料：
 - ・資料1 地域とさがみ信用金庫
 - ・資料2 市民活動団体における活動資源に関する調査結果
 - ・資料2-1 調査結果（クロス集計）
 - ・資料2-2 調査結果から読み取れる傾向等
 - ・資料3 提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業について
 - ・資料3-1 改正案 団体の概要
 - ・資料3-2 現行 小田原市市民活動応援補助金事業計画書 記載例
 - ・資料3-3 改正案 小田原市市民活動応援補助金事業計画書
 - ・資料3-4 改正案 小田原市市民活動応援補助金事業計画書 記載例
 - ・資料3-5 現行 小田原市市民活動応援補助金交付事業 進捗状況等調査票
 - ・資料3-6 改正案 小田原市市民活動応援補助金交付事業 進捗状況等調査票
 - ・資料3-7 改正案 提案型協働事業 進捗状況等調査票
 - ・資料3-8 改正案 小田原市市民提案型協働事業 中間報告書
 - ・資料3-9 新規（案） 小田原市行政提案型協働事業 中間報告書
 - ・資料4-1 小田原市市民提案型協働事業及び行政提案型協働事業募集一覧
 - ・資料4-2 市民提案型協働事業第二次審査及び行政提案型協働事業審査実施要領
 - ・資料4-3 市民提案型協働事業第二次審査及び行政提案型協働事業審査 採点表

6 会議内容

■ 開会あいさつ

■ 議題（1）諮問事項について（資料1～資料2-2）

委員長：それでは、議題（1）諮問事項について、まずさがみ信用金庫の取り組みについてご説明をお願いしたい。

委員：（資料1に基づいて説明）はじめに信用金庫という組織について、ごく簡単にご説明したあと、地域の皆さまとのかかわり方をご説明する。事例についてもいくつかご紹介する中で、当金庫が取り組んでいることのうち、本委員会の活動に関連が深いと思われる取り組みについて、ご紹介する。

信用金庫は、相互扶助の精神に基づき、地域の中小企業や地域の皆さまの繁栄のため設けられた地域金融機関。営業地域は、監督官庁による認可の範囲に限定されているので、他の金融機関より、さらに地域と深くかかわることが求められていると言える。

当金庫の地域とのかかわり方は、大きく分けて2通りあると考えている。一つは地域でのお金の流れを円滑にするなどの経済的なかかわり。もう一つは当金庫によるさまざまなイベント等の開催や、地域イベント等への参加などの文化的・社会的かかわり。

まず、経済的なかかわりについて。当金庫では、地域の皆さまが預けてくださった預金や、会員からの出資金を、地域で事業を営む方や、地域にお住まい・お勤めになっている方、

当金庫の店舗がある市や町などの地方公共団体等に貸出金としてお使いいただくことで、地域で集めたお金を改めて地域に供給している。こうしたことでお金の流れを中心とした経済活動を円滑にするといった役割を担っている。

個人の皆さまには住宅の取得や車の購入などを中心にお手伝いしており、事業を営んでいる皆さまには運転資金や設備資金など、事業を維持・拡大していくためのお手伝いをしている。特に、事業を営んでいる皆さまに対しては、資金面のお手伝いのほか、経営に関するご相談など、コンサルティング機能の発揮に努めている。また、昨年は、箱根大涌谷周辺の火山活動が活発化し、周辺地域への立入制限が敷かれたことにより、箱根町内に限らず関連する事業者の方に大きな影響があった。こうした緊急事態に対して、取引先企業をすべて訪問して困りごとがないか、お話を伺うなどの活動を行った。資金面のお手伝いでは、県や町の制度融資の取り扱いに止まらず、当金庫独自の融資商品を創設して、支援の対応をした。

次に文化的・社会的かかわりについて。例年さまざまな地域でお祭りや各種イベントが催されているが、それぞれの地域にある店舗では、そうしたお祭りや各種イベントに参加し、地域とのつながりを深めるよう努めている。

一方、当金庫が主体となった取り組みとしては、スポーツ関連ではゲートボール大会や少年野球大会の開催、環境関連では店舗周辺の清掃活動や酒匂海岸の清掃活動を行っているほか、新設店舗には太陽光パネルの設置や屋上緑化など、環境にも配慮している。

そのほかには、会員の方を対象に現況報告会と称して、金庫の業績のご説明と合わせて、演芸などをお楽しみいただく機会を設けている。一般のお客さま向けには、文化講演会や年金をお受け取りいただいている方などを対象にした日帰り旅行や一泊旅行へのご優待などを催している。

それ以外にもすべての店舗にAEDを設置しているほか、サービス介助士の資格を持った職員を配置するなど、ご高齢の方や、お体のご不自由な方も安心してご利用いただけるように努めている。また、地域の子どもの描いた絵を店舗ロビーに展示する子ども絵画展なども開催している。

このようにさまざまな形で地域とのかかわりを強めるよう努めているが、当金庫には、地域で行われている文化的・芸術的活動を支援する地域文化芸術振興基金という取り組みもある。この取り組みについては、本委員会における諮問事項にも関連する部分があるので、少し詳しくお話す。

地域文化芸術振興基金は、さがみ信用金庫が創立70周年を迎えた平成7年10月に、当金庫の営業地区全域における地域文化の振興に寄与する活動を支援することを目的に創設された。今年も8月31日を応募締切日として、現在助成希望先を募集中で、今回がちょうど20回目となる。

まず、助成対象先だが、大きく分けて三つになる。一つ目は、地域文化の向上発展に寄与する活動。具体的には、地域で継続的に活動しているアマチュア音楽・演劇・絵画等の文化活動や地域の伝統芸能の伝承と後継者育成のための活動、地域住民によるコミュニティイベント活動など。二つ目は、地域の伝統工芸技術の振興発展に寄与する活動。具体的には、地域伝統工芸技術の保存および後継者育成のための活動。三つ目は、前の二つには属さないが、その他、基金設置目的達成のために必要な事業を行う団体等を対象先としている。

助成金額は、1先あたり10万円以上50万円以内としている。ちなみに平成27年度は9団体に合計135万円の助成金を贈呈しており、平成7年の基金創設以来、延べ170団体に2,970万円の助成金を贈呈している。

助成先の決定は、当金庫の会長、理事長、常務理事および担当部長に加え、学識経験者として、神奈川新聞社の湘南・西湘総局長と神静民報社の社長を構成員として組織された「さがみ信用金庫地域文化芸術振興基金運営委員会」で行っている。

ご参考として、平成27年度の助成先は、9団体で、音楽や芸能の分野が中心だった。

以上が地域とさがみ信用金庫のかかわりについての主な事例となる。

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：地域文化芸術振興基金は文化芸術に限られているが、助成対象に福祉や青少年育成等に加え、対象の幅を広げることは可能か。

委員：青少年育成のためには、少年野球大会等を開催している。しかし、基金となるとある程度対象となるものが定まっているため、ほかの助成活動と調整していけるか考えたい。意見をいただいたことは参考にしたい。

委員：ありがとうございます。

委員長：いろいろと文化的な関わりをしているが、さがみ信用金庫の中でそのようなセクションがあるのか。一般的によく見る窓口やATMを担当する方が担当をしているのか、それとも本店に担当の課が存在しているのか。

委員：セクションはある。地域のお祭りなどは支店ごとで参加しているが、本部の中でお客様に一番近い位置の部署があり、その中で担当のものが何名かいる。

委員長：信用金庫にはそれぞれの支店で子どもの絵画の展示等を行っているが、それは各支店長の判断でできることなのか。

委員：支店長判断でできることである。スライドでの説明でも子ども絵画展を説明したが、年に1回必ず開催し、これは私が所属している部署が管轄をしている。その他にも、障がいがある子どもが作った作品の展示など、それぞれの支店長の判断で行っている。

委員長：基金に関して、さがみ信用金庫がすべて投資しているのか。例えば、基金に関して寄付を受け付けるなどの仕組みはあるのか。

委員：さがみ信用金庫ですべて投資している。寄付を受け付けるなどの仕組みはない。基金の運営の仕方と業務の関係の詳細を把握していないが、さがみ信用金庫の決算書に基金の積立金があり、助成金は毎年経費支出のような形で100%出ている。

委員長：低金利の時代で難しいだろうが、基金を運用して運用益から資金を得る形ではないのか。

委員：運用益で運用する形はとっていない。創設当初は1億円ほどで開始したが、途中金庫の収益から回したりして、基金自体は現在5億円ほどある。基金を崩すのではなく、毎年毎年、さがみ信用金庫の利益の中から経費の一部として還元している。つまり、利益を還元するというイメージである。

委員長：市民活動応援補助金は申請のうち、審査により額の査定も行われるが、地域文化芸術振興基金は、申請したら全額助成されるのか。

委員：その点は、運営委員会の管轄となるが、申請したものが100%助成されるわけではないと思われる。

委員長：小田原市のステップアップコースのような自己財源などの細かい規定等はないのか。

委員：細かい規定はないと思われる。上限金額が決まっているだけであり、場合によっては上限金額の50万円を申請し、そのまま通る場合もあり、30万円に減額される場合もある。

委員長：27年度9団体135万円となると、応援補助金も頑張らないと追いつかれる可能性がある。基金ができて何年か。また、当初から文化芸術の分野だったのか。

委員：約20年であり、当初から文化芸術の分野であった。

委員長：では、先ほどもあったように分野の幅を広げることはしないのか。また、NPO法人等

へ、助成ではなく融資としての枠組みは検討していないのか。

委員：実際にそのような対象の専用商品はない。ただ、相談があれば企業の連帯保証人となってくれる神奈川県信用保証協会に、NPO法人向けの保証制度があるので、私どもを経由して利用していただくことや個別の案件として相談することは可能である。

委員長：一つの制度として作らなくても、結果的には個人商店への融資の流れと同じような形で、NPO法人等への融資を相談することができるのか。

委員：そのような相談はいつでも可能である。

委員長：システムはないが、市民活動の方も利用できるということをもう少しアピールした方が良いと思う。

委員：NPO法人等で現在利用しているところがなく、相談に来た事例もないかもしれない。借入れするニーズがどの程度あるのかによって、アピールの仕方が変わると思う。

委員長：資金不足を痛感している団体がいることは、アンケートの結果により見受けられるし、地域に還元するという理念に基づけば、NPO法人等を一つの融資先という視野に入れるのもありではないか。

委員：おっしゃる通りだと思う。

委員：地域文化芸術振興基金は、一回しか受けられないのか、それとも何度でも受けられるのか。また、申請の仕方は難しいのか。

委員：何回も受けている団体もいる。申請の仕方は、A4一枚の申請用紙と、添付書類として事業計画書、収支計算書、団体名簿、その他事業をアピールする資料の提出を求めている。申請用紙の項目は申請者の氏名、連絡先、活動の沿革、企画の名称、事業期間・日時・開催場所、事業のねらい、希望額等を書いてもらう。

委員：事後報告はあるのか。

委員：事後報告は特にない。その点が税金で助成している行政と企業の違いではないか。

委員長：ホームページから書式等を見ることはできるのか。

委員：書式はホームページ上には掲載していない。

委員長：見たい場合は支店に直接行かなければならないのか。

委員：そのような形となる。

委員長：では、委員には毎回委員会に出席していただいているので、何か質問等ある場合はまた適宜してもらいたい。

委員長：それでは諮問事項について2つ目の内容に移りたい。こちらの資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料2～資料2-2に基づいて説明)

委員長：まとめた結果の意見等をまず事務局から述べてほしい。

事務局：偏った意見となるかもしれないが、全体的に見て、任意団体と法人の抱えている課題の傾向は差異がある。任意団体より法人の方が活動資金やさらなる発展を求める傾向であった。分野に関する点は、「学術・文化・芸術・スポーツの振興」の分野と「社会教育の推進」の分野では同じ傾向を示し、「保健・医療・福祉の増進」の分野と子どもの健全育成、「まちづくりの推進」の分野は同じ傾向を示していた。また、分野の中での法人と任意団体でも差異が見られた。

委員長：市民活動推進委員会はその分野にも公平に検討をしなければならない。任意団体か法人か、また任意団体でも法人化したいのかそうではないのかの点にも注目をし、満足のいくサポートを考えていく必要があると感じた。委員のみなさんにも何か意見や質問等をお願いしたい。

委員：任意団体は数も多く、歴史や人数も様々なので回答も様々であり、補助金の点について

は、段階性にする等の対応策が考えられると思った。法人には、専門的なことで活動している団体もあるため、なかなか対応策が難しいと感じた。

委員長：今回の法人とはNPO法人のことか。

事務局：全部がNPO法人ではなく、一般社団法人も3団体含まれている。

委員長：小田原市内の一般社団法人はいくつあるのか。

事務局：把握していない。

委員長：アンケートの結果報告の際には、法人制度の多様化についても書く方が良いと思う。

アンケートの分析内容からは脱線してしまったが、何か他に意見等はないか。

委員：私が所属している団体の課題と、アンケート結果から出ている課題がまさに同じような内容であった。考えているような結果や傾向が資料2-2から読み取れた。人材募集の際の個別の声掛けはしないように自分の団体には呼びかけているが、他の団体は行っていることに違和感を覚えた。また、高齢化している団体でもIT知識がある人材を求めているのは実際の現場でもそうである。反面教師となる点や賛同する点など多数あり、この結果を自分の団体にも反映させたいと考えた。

委員：資源として、人に困っていること、しかし人材を募集するためには広報が、広報を行うためには資金が足りないなどの点があると感じられた。また、資金の面で法人と任意団体では求めていることが違うことが感じられた。

委員：広報だけでは会員が増えず、個別の声掛けでは成果が出ることを感じた。委員から個別の声掛けは良くないと意見が出たが、なぜ良くないのか。

委員：会員数が多い団体では、徒党を組んでしまうことがあり、会の運営がしにくくなったり、人材育成にお金がかかったりすることが懸念されるためである。

委員：任意団体とはUMECO等で趣味活動をしているような団体を指しているのか。そうすると、任意団体は補助金を必要とする活動をしているような団体ではないと考えて良いのか。

事務局：任意団体の中でも、趣味活動のような活動をしている団体や法人のような活動をしている団体等、幅広い分野が挙げられる。また、法人より任意団体の方が多く補助金を申請している。

委員長：手続きや申請の都合上、あえてNPO法人化していない任意団体も存在している。

委員：全体的には、人に関すること、お金に関することが課題となっている。人に関することでは、どのような会員をどのように増やすのかが課題として見られ、お金に関することでは、会費を上げずに資金を増やすのには制作物・物販等の意見が読み取れた。場所に関することでは、施設の使用料が負担となっていることが見受けられ、そのようなことにはどのような対策が必要か考えさせられた。情報に関することでは、先ほどのさがみ信用金庫の制度などの情報のやり取りは行政・民間双方から行い、他団体との情報交換も必要であると感じた。市民活動の活性化に向けた資源の在り方はこの4つのキーワードが重要だと感じた。

委員：人に関することが大きな課題であると感じた。設立時期や高齢化等による各団体の年齢構成がどうなっているかが疑問である。また、求める人材の回答にある活動を楽しめる人とは、具体的にどんな人を求めているか読み取れず疑問に思った。

委員：クロス集計の結果による将来増やしたい収入について、NPO法人では事業収入を、任意団体では会費収入をそれぞれ増やしたいと考えている団体が多いようである。一方で、国・県・市からの補助金を増やしたいという団体は14%あり、この数値が高いか低いか分からないが、これを仮にあまり高くないと仮定した場合、なぜ高くないのかと考えると、申し込みがしにくい、回数が限られている等の原因が考えられる。逆に、高いと

想定した場合は今の状態で十分ということになる。このあたりの原因や対策を考えると良いのではと感じた。

委員：自分の仕事上、福祉分野の法人での課題が人・場所・お金に関することであるということとは実感している。活動を拡大するためには、団体の活動を知ってもらうことが重要。そのためには事業所の利用者がどんな人なのか、制作物・物品販売を通して宣伝をしたいが、その時にどのような支援をできるか考えたい。

委員長：団体の内部にどのような人材が必要とされるのか、外部からのサポートでどのような人材が必要とされるのかで求められるものは変わる。より団体の運営をしっかりするためには税理士等の専門家に相談をしたいというパターンが出てくる。専門家は常に団体内にいないといけないわけではなく、どこかで紹介してもらえようシステムがあれば良い。小田原市には、いわゆる七士業を紹介するようなシステムはあるのか。

事務局：小田原市にはそのような仕組みはない。

委員長：私に関わっている他市では、公認会計士や税理士などの七士業を紹介する窓口を作ることを検討しているところもある。これは、情報や団体のスキルアップという面でプラスになることである。専門家がどこにいるのかを紹介する窓口が必要なのではないか。

委員：自分の団体では、団体運営の透明性のために個別で税理士や司法書士等の専門家に相談をしているが、その専門家にいきなり相談に行ったらとこで話が進みにくいことがある。アドバイスをもらったり、専門家を紹介してもらったりする窓口等が必要ではないかと感じている。

委員長：現在ニーズがあるのか、窓口等の開設を求める意見が団体から出てきているのかは、アンケート結果だけでは読み取れないが、窓口等の開設は、内部の人材に専門家がいなくても活動を拡大できる機会となるので、団体にとってメリットになると思う。

委員：他市ではNPO法人設立のための講座を開設しているが、小田原市はそのようなものは少ない。専門家の紹介を団体が求めているかわからない。

委員：団体では、何を相談すればいいのかわからない時もある。行政書士などが素人にわかりやすい説明をしてくれる場所があるが、それを行政が行うのはどうか。

委員長：市民活動団体が今後どのような活動を考えているかを踏まえると、難しい点ではあると思う。

委員：サポートセンターからUMECOになったことにより、情報はわかりやすくなったが、より相談の場所や情報を充実させるためにはどうすべきか、他市を参考にしながら考えたい。

委員長：設立の仕方からフローチャートを作り、案内することによって、わかりやすくなるかもしれない。

委員：具体的なことは浮かばないのだが、より活動を充実させることが重要であると感じた。実際UMECOで行われたNPO法人設立のための説明にはどのような人が集まったのか、その後具体的な行動をし、NPO法人を設立したのかを知りたい。

委員長：どのような方向で検討して行くべきなのかを事務局で一度整理し、事務局からの通知のもと、次回の委員会までに全委員からのご意見を事務局に提出いただく流れとし、その内容を踏まえて次回の委員会で議論するという形にする。

■ 議題（2）提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業について（資料3～資料3-9）

委員長：それでは、議題（2）提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料3～資料3-9に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：交流会は以前開催した時も良かったので良い案だと思う。また、UMECOで行うことも良いと思うが、部屋は区切られた部屋の方が、報告者や他の利用者にとっても良いと思うので、全部会議室で行うのはどうか。

事務局：会議室で行うと、移動等の課題がある。また、会議室1・2・3で行うと、部屋が区切られず、音響が響いてしまう。

委員長：ブースは4つあるのか。

事務局：4ブース作る予定である。前回は会議室7と活動エリアを使用した。会議室7は荷物置き場となってしまう、活用しきれていなかった。会議室7もブースとして使うことで、活動エリアを広く使うことが可能となると考えている。

委員長：個別に部屋を区切らない点の利点は、司会者が一人で良いという点もある。個別に部屋を区切ると、各部屋に司会者を配置しなければならなくなる。

事務局：会議室7も音響の工夫次第では活動エリアの司会者の声を届かせると考えている。

委員長：それでは報告会はこのような形ということで、委員の皆様にはご承知おきいただきたい。提出書類については何か意見や質問はあるか。片面のみにする変更は良いと思う。

委員：資料3-5～資料3-7のような進捗状況等調査票は委員の目には触れないが、どの時期に行っているのか。

事務局：提案型協働事業は継続の事業の審査前までに提出いただいている。概ね9月頃に実施している。特に新規の団体が計画どおりに活動できているのかを確認し、必要に応じて声かけ等ができるように報告をしてもらっている。

委員：中間報告をすることは応募する段階でわかるのか。

事務局：応募の手引きに中間報告をしてもらうことを明記している。

委員：中間報告を行うことにより、団体も方向性が明確になるので良いと思った。

委員長：では、提出書類についてはこのような形で進める。

■ 議題（3）提案型協働事業の審査について（資料4-1～資料4-3）

委員長：それでは続いて、議題（3）提案型協働事業の審査について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料4-1～資料4-3に基づいて説明）

委員長：10月3日の審査には部会委員だけの出席となるが、全体の審査も含めて、ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。応募団体の申請状況は現状どうなっているか。

事務局：現状、申請はない。9月15日が締め切りなので、これから申請が来ると考えられる。

委員長：それでは当日の進行はこのような形ということで、委員の皆様にはご承知おきいただきたい。

■ その他

委員長：その他について、事務局からお願いします。

事務局：次回以降の日程調整をお願いしたい。

（事務局説明）

委員長：調整の結果。第10回は11月7日（月）13時30分～16時、部会（提案型協働事業第二次審査）は10月3日（月）午後、市民活動応援補助金の第二次審査は3月12日（日）とする。以上で、第9回小田原市市民活動推進委員会を終了する。